

青少年の健全な育成に関する条例施行規則

制定	昭和五十六年三月十八日	規則第四号
改正	昭和五十六年四月十七日	規則第二十号
	昭和五十九年十二月二十六日	規則第七十六号
	平成元年十一月十七日	規則第三十三号
	平成二年六月十五日	規則第二十四号
	平成三年十二月二十四日	規則第三十五号
	平成四年三月十七日	規則第三十七号
	平成七年四月一日	規則第十七号
	平成八年八月三十日	規則第四十号
	平成十二年三月三十日	規則第六号
	平成十四年二月一日	規則第一号
	平成十六年三月五日	規則第七号
	平成十七年三月十五日	規則第六号
	平成十七年四月一日	規則第二十六号
	平成二十年十月二十七日	規則第四十五号

(認定基準等)

第一条 青少年の健全な育成に関する条例(昭和五十六年京都府条例第二号。以下「条例」という。)(第十三条の二第一項、第十三条の三第一項又は第十四条の二第一項の規定による指定は、知事が別に定める認定基準により行うものとする。

2 条例第十三条の二第二項第一号に規定する規則で定めるものは、次の各号の一に該当するものを被写体とした写真又は描写した絵(陰部を覆い、ぼかし又は塗りつぶした写真又は絵を含む。)とする。

- (一) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のアからオまでの一に該当するもの
- ア 女性の陰部、臀部、大腿部又は胸部を誇示した姿態
- イ 自慰の姿態
- ウ 男女間の愛撫の姿態
- エ 女性の排泄の姿態
- オ 緊縛の姿態
- (二) 性交又はこれに類する性行為で次のアからエまでの一に該当するもの
- ア 男女間の性交又は性交を明らかに連想させる行為
- イ 強姦、輪姦、その他の陵辱行為
- ウ 同性間の性行為
- エ 変態性欲に基づく性行為

3 条例第十三条の二第二項第一号に規定する規則で定めるもの

は、前項各号の一に該当するものの場面(陰部を覆い、ぼかし又は塗りつぶした場面を含む。)とする。

(有害図書類の陳列方法)

第一条の二 条例第十三条の二第五項に規定する規則第一条の二で定める方法は、有害図書類を、青少年に販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させることが禁止されている旨の掲示をした場所にまとめ、かつ、次の各号のいずれかの措置をとることとする。

- (一) 間仕切り等により仕切られ、内部を容易に見通すことができない措置が講じられた場所に陳列すること。
- (二) 有害図書類以外の図書類を陳列する棚と六十センチメートル以上離れた棚又は有害図書類以外の図書類を陳列する棚の背面の棚に陳列すること。
- (三) 有害図書類から十センチメートル以上張り出す仕切り板(透視できない材質のものに限る。)で有害図書類以外の図書類と区分して陳列すること。
- (四) 床面から百五十センチメートル以上の高さの位置に、背表紙のみが見えるようにして陳列すること。
- (五) 図書類の販売、貸付け又は閲覧若しくは視聴をさせることの業務に従事する者が常駐する場所から五メートル以内の場所に陳列すること。
- (六) 有害図書類をビニール包装、ひも掛けその他の方法により、容易に閲覧できない状態にして陳列すること。

第二条 条例第十三条の三第三項の規定による掲示は、別記第一号の様式により行わなければならない。

(自動販売機等管理者の要件)

第一条の二 条例第十五条の三第二項第三号に規定する規則で定める要件は、未成年者、成年被後見人又は被保佐人でないこととする。

(公表の方法)

第三条 条例第二十条第一項の規定による自主的努力に関する基準の公表は、京都府公報に登載して行うものとする。

(深夜の入場を制限する営業の指定等)

第四条 条例第二十三条第一項の規定で定める営業は、次に掲げるものとする。

- (一) 硬貨又はメダルを投入することにより作動する遊技機を設置して客に遊技を行わせるもの(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第一二二号)第二条第一項第八号に規定するものを除く。)
- (二) 設備を設けて客に玉突きを行わせるもの
- (三) 個室を設け、当該個室において客にカラオケ装置(伴奏音楽等を収録した録音テープ等を再生し、これに合わせてマイククホンを使って歌唱できるように構成された装置をい

う。)による伴奏音楽等に合わせて歌唱させるもの

(四) 設備を設けて客に主に図書類の閲覧若しくは視聴又はインターネットの利用を行わせるもの

2 条例第二十三条第一項の規定による掲示は、別記第二号様式により行わなければならない。

(出会い喫茶等営業を禁止する区域に係る施設)

第五条 条例第二十四条の七第一項第四号の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- (一) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二百二十四条に規定する専修学校のうち高等課程を置くもの
- (二) 学校教育法第二百三十四条第一項に規定する各種学校のうち別表に掲げるもの
- (三) 出会い喫茶等営業所における掲示の様式

第六条 条例第二十四条の九第二項の規定による掲示は、別記第三号様式により行わなければならない。

(出会い喫茶等営業所の従業者名簿)

第七条 条例第二十四条の十第二項の規定による従業者名簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (一) 氏名、生年月日及び性別
 - (二) 住所
 - (三) 採用年月日
 - (四) 退職年月日
 - (五) 従事する業務の内容
- 2 出会い喫茶等営業者は、出会い喫茶等営業に従事する者が退職した日から起算して三年を経過する日までその者に係る従業者名簿を備えておかなければならない。
- (自動販売機等設置届に係る手続等)
- 第八条 条例第二十五条第一項の規定による届出は、第五条設置しようとする自動販売機等ごとに、次に掲げる事項を記載した自動販売機等設置届出書(別記第四号様式)及びその写し二通を提出することにより行わなければならない。

- (一) 届出者の氏名、住所及び電話番号(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地及び電話番号)
 - (二) 自動販売機等の設置場所(付近の見取図を含む。)
 - (三) 自動販売機等管理者の氏名、住所及び電話番号
 - (四) 自動販売機等の設置場所を提供する者の氏名、住所及び電話番号(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地及び電話番号)
 - (五) 自動販売機等の名称、型式及び製造番号
 - (六) 自動販売機等による販売又は貸付けの開始予定年月日
- 2 前項の自動販売機等設置届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (一) 自動販売機等の設置場所を提供する者があるときは、当該

者の設置の承諾を証する書類

- (一) 自動販売機等管理者の住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録原票の写し）
- (二) 自動販売機等管理者となることを承諾し、かつ、条例に定める自動販売機等管理者としての義務の履行に関し必要な権限を委任されていることを証する書類

3 条例第二十五条第一項の規定による表示（届けた事項に変更が生じた場合の表示を含む。）は、第一項第一号、第二号、第三号及び第五号に掲げる事項を記載した表示票（別記第五号様式）をはり付けることにより行わなければならない。

4 条例第二十五条第二項又は第三項の規定による届出は、自動販売機等変更（廃止）届出書（別記第六号様式）及びその写し二通を提出することにより行わなければならない。この場合において、第一項第二号から第四号までの変更を行う場合にあつては、第二項各号に掲げる書類（変更に係るものに限る。）を添付しなければならない。

5 条例第二十五条第一項から第三項までの規定による届出において、条例第十五条の三第一項ただし書の規定により自動販売機等管理者を置かない自動販売機等については、第二項第二号及び第三号の書類に代えて自動販売業者の住所を証する書類を添付しなければならない。

6 条例第二十五条第一項から第三項までの規定による届出は、届出の対象となる自動販売機等の設置場所を所管する京都府広域振興局長（設置場所が京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町の区域内である場合にあつては、知事）に提出しなければならない。

（利用カード等の販売届に係る手続等）

第九条 条例第二十五条の二第一項の規定による届出第六条は、利用カード等販売場所ごとに、次に掲げる事項を記載した利用カード等の販売等開始届出書（別記第七号様式）及びその写し二通を知事に提出することにより行わなければならない。

- (一) 届出者の氏名、住所及び電話番号（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地及び電話番号）
- (二) 利用カード等販売場所の名称、所在地（付近の見取図を含む。）及び電話番号
- (三) 利用カード等の販売等の方法
- (四) 利用カード等販売場所が青少年立入常時禁止場所に該当することの有無
- (五) 販売等に係る利用カード等によつて利用できるテレホンクラブ等営業の呼称（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二十二号）第三十一条の十七第一項第二号に規定する呼称をいう。）
- (六) 利用カード等の販売等の開始予定年月日

2 条例第二十五条の二第二項又は第三項の規定による届出は、利用カード等の販売等変更（廃止）届出書（別記第八号様式）及びその写し二通を知事に提出することにより行わなければならない。

（出会い喫茶等営業開始届に係る手続等）

第十条 条例第二十五条の三第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した出会い喫茶等営業開始届出書（別記第九号様式）及びその写し二通を知事に提出することにより行わなければならない。

- (一) 届出者の氏名、住所及び電話番号（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地及び電話番号）
- (二) 出会い喫茶等営業所の名称、所在地（付近の見取図を含む。）及び電話番号
- (三) 出会い喫茶等営業所を管理する者の氏名、住所及び電話番号
- (四) 出会い喫茶等営業所の構造及び設備の概要（営業所の平面図を含む。）
- (五) 出会い喫茶等営業の開始予定年月日

2 前項の出会い喫茶等営業開始届出書には、届出者が個人である場合は住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録原票の写し。以下同じ。）、法人である場合は登記事項証明書及び代表者に係る住民票の写しを添付しなければならない。

3 条例第二十五条の三第二項の規定による届出は、出会い喫茶等営業変更（廃止）届出書（別記第十号様式）及びその写し二通を知事に提出することにより行わなければならない。この場合において、第一項第一号に掲げる事項の変更を行う場合にあつては、前項の書類（変更に係るものに限る。）を添付しなければならない。

（立入調査等を行う者の範囲等）

第十一条 条例第二十六条第一項の規定により立入調査等を行う者は、次に掲げる者のうちから知事が指定する者とする。ただし、第四号に掲げる者の指定については、条例第二十三条第一項に規定する興行者等の興行又は営業の場所に係る立入調査等（深夜に行つものに限る。）並びに利用カード等販売場所及び出会い喫茶等営業所及び利用カード等販売場所に係る立入調査等のためにのみ行つものとする。

- (一) 府民生活部、健康福祉部及び商工労働観光部の職員
- (二) 京都府広域振興局、京都府保健所及び京都府児童相談所の職員
- (三) 京都府教育庁及び教育局の職員
- (四) 警察職員のうち青少年の非行の防止を担当する者

2 条例第二十六条第三項に規定する身分を示す証明書は、別記第十一号様式のとおりとする。

（審議会の会長）

第十二条 京都府青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（審議会の会議）

第十三条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審議会の部会）

第十四条 審議会に、専門的事項を処理するため、次の部会を置く。

- (一) 総合施策推進部会
- (二) 営業対策部会
- 2 部会は、委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。
- 3 部会は、部会長の置く。
- 4 部会長は、その部会に属する委員が互選する。
- 5 部会長は、部会の会務を掌理する。
- 6 審議会は、あらかじめその議決により、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。
- 7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは、「部会」と、「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。
- (審議会の庶務)
- 第十五条 審議会の庶務は、府民生活部において処理する。
- (会長への委任)
- 第十六条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。
- (その他)
- 第十七条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十六年規則第二十号）抄

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十九年規則第七十六号）

この規則は、昭和六十年二月十三日から施行する。

附 則（平成元年規則第三十三号）

この規則は、平成元年十二月一日から施行する。

附 則（平成二年規則第二十四号）抄

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年規則第三十八号）

この規則は、青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例（平成三年京都府条例第三十五号）の施行の日から施行する。ただし、第一条の規定及び第二条中京都府青少年環境浄化審議会に関する改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年規則第三十七号）

この規則は、平成四年三月二十日から施行する。

附 則（平成七年規則第十七号）抄

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年規則第四十号）

1 この規則は、平成八年十月一日から施行する。
2 青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例（平成八年京都府条例第十六号）附則第六項の規定による届出は、設置しようとする自動販売機等（以下、次に掲げる事項を記載した利用カード等自動販売機等設置届出書（別記様式）及びその写し）二通を知事に提出することにより行わなければならない
(一) 届出者の氏名、住所及び電話番号（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地及び電話番号）
(二) 自動販売機等の設置場所（付近の見取図を含む。）
(三) 自動販売機等を管理する者の氏名、住所及び電話番号
(四) 自動販売機等による販売又は貸付けの開始年月日

附 則（平成十二年規則第六号）抄

（施行期日）

1 この規則は平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年規則第一号）抄

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条並びに附則第三項及び第四項の規定は、平成十四年四月一日から施行する。
(経過措置)
3 この規則の施行前にした改正前の規定に基づく自動販売機等設置に係る届出の行為については、改正後の規定に基づいてしたものともみなす。

4 この規則の施行の際現に改正前の青少年の健全な育成に関する条例施行規則第七條第二項の規定による表示票については、この規則による改正後の青少年の健全な育成に関する条例施行規則第五條第三項にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成十六年規則第七号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成十六年五月一日から施行する。
(経過措置)
2 別段の定めがあるものを除き、この規則の施行前にした改正前の規定に基づく申請等の行為については、改正後の規定に基づいてしたものともみなす。
附 則（平成十七年規則第六号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第一条の次に一条を加える改正規定は、平成十七年七月一日から施行する。
(経過措置)
2 青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例（平成十六年京都府条例第四十号。以下、「改正条例」という。）附則第二項の規定により届出をすべき自動販売等業者とみなされる者（以下、「既設自動販売等業者」という。）については、この規則の施行の日（以下、「施行日」という。）から平成十七年六月三十日までの間に限り、この規則による改正後の青少年の健全な育成に関する条例施行規則（以下、「改正後の規則」という。）第二条の二の規定は、適用しない。
3 既設自動販売等業者が改正条例による改正前の青少年の健全な育成に関する条例第二十五条第一項の規定により届出をした自動販売機等の設置場所の変更をしようとするとき又は届け出た事項に変更があったときの改正条例による改正後の青少年の健全な育成に関する条例第二十五条第二項又は第三項の規定による届出は、施行日から平成十七年六月三十日までの間に限り、なお従前の例による。
4 この規則による改正前の青少年の健全な育成に関する条例施行規則別記様式による用紙は、当分の間、改正後の規則別記様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。
附 則（平成十七年規則第二十六号）抄

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条第二項第四十一号アの改正規定（京都府広域振興局の長等に権限を委任する規則第二条第二項第五十一号ア（条例第十三条の二第六項に係る事務））は、平成十七年七月一日から施行する。

附 則（平成二十年規則第四十五号）

1 この規則は、青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例（平成二十年京都府条例第二十五号）の施行の日から施行する。
2 京都府組織規程（昭和三十年京都府規則第三十一号）の一部を次のように改正する。
第六十五条第二号の表京都府青少年健全育成審議会の項中、第二十四条の八第一項を、「第二十四条の十三第一項」に改める。

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条第二項第四十一号アの改正規定（京都府広域振興局の長等に権限を委任する規則第二条第二項第五十一号ア（条例第十三条の二第六項に係る事務））は、平成十七年七月一日から施行する。
附 則（平成二十年規則第四十五号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条第二項第四十一号アの改正規定（京都府広域振興局の長等に権限を委任する規則第二条第二項第五十一号ア（条例第十三条の二第六項に係る事務））は、平成十七年七月一日から施行する。
附 則（平成二十年規則第四十五号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条第二項第四十一号アの改正規定（京都府広域振興局の長等に権限を委任する規則第二条第二項第五十一号ア（条例第十三条の二第六項に係る事務））は、平成十七年七月一日から施行する。
附 則（平成二十年規則第四十五号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条第二項第四十一号アの改正規定（京都府広域振興局の長等に権限を委任する規則第二条第二項第五十一号ア（条例第十三条の二第六項に係る事務））は、平成十七年七月一日から施行する。
附 則（平成二十年規則第四十五号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条第二項第四十一号アの改正規定（京都府広域振興局の長等に権限を委任する規則第二条第二項第五十一号ア（条例第十三条の二第六項に係る事務））は、平成十七年七月一日から施行する。
附 則（平成二十年規則第四十五号）